

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

目 次

	ページ
(1) 総論	… 1
(2) 区割り・区の名称・総合区役所の位置	… 5
(3) 事務分担	… 7
(4) 組織体制	… 16
(5) 予算の仕組み	… 18
(6) 財産管理	… 20
(7) 総合区政会議、地域自治区・地域協議会	… 21
(8) 総合区設置に伴うコスト	… 22
(9) 設置の日	… 23
(10) 総合区のすがた	… 23

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
(1) 総論（669件）		
①副首都・大阪に向けた取り組み／副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革（281件）		
1副首都とは何か。	3	・わが国では、首都も法律で明確に定められているわけではありません。 ・なお、昨年3月にとりまとめた「副首都ビジョン」では、東京とは異なる個性・新たな価値観をもって世界で存在感を発揮する「東西二極の一極」、また、平時にも非常時にも日本の未来を支え、けん引する「成長エンジン」として、「西日本の首都」「首都機能のバックアップ」「アジアの主要都市」「民の力を活かす民都」といった役割を果たす都市を、大阪がめざすべき副首都と整理しています。
2外国で副首都をおいている国はあるのか。	1	・副首都を法律で定めている国は、海外でも例は見当たりません。
3なぜ副首都をめざす必要があるのか。	3	・昨年3月にとりまとめた「副首都ビジョン」においては、東京一極集中の進展、世界的な都市間競争の激化といったわが国の現状を踏まえて、副首都の必要性として、以下の3点を挙げています。 ○国全体の成長をけん引する、国際競争力を持つ複数の拠点創出が必要 ○首都・東京の負荷を軽減し、想定外の大災害にも対応しうる国土の強靱化が必要 ○地域の自己決定・自己責任に基づく分権型の仕組みへの転換を先導する取り組みが必要
4なぜ、副首都は大阪なのか。	4	・大阪は企業、報道機関、金融・証券、外国公館、交通等都市インフラが東京に次いで集積する西日本随一の都市です。また、関西圏は、大きな経済規模、豊かな都市基盤、深い蓄積のある歴史、独自性の高い文化を有するとともに、世界有数の人口集積地域でもあります。 ・平時にも、非常時にも日本の未来を支え、けん引する成長エンジンの役割を果たすうえで、日本の中で大阪こそが、最も副首都をめざすにふさわしい都市と考えています。
5東京と大阪だけが発展すれば良いと思っているのか。	1	・大阪が自らの都市機能や経済力を磨いて東京と並ぶ西の核となり、そのことが東京一極集中、中央集権からの転換を促し、さらに各地域がその個性やポテンシャルを存分に発揮して、自らの地域経営を担い発展をめざすことにつながっていくものと考えています。
6大阪が「副首都」となることについて、国や他府県の理解は得られるのか。	12	・東京一極集中の解消や首都機能のバックアップは、わが国全体の課題です。その対応として副首都が必要であること、そして大阪が副首都にふさわしい都市であると認められるよう、国や他府県にもしっかりと説明しながら取り組んでまいります。
7いつ、だれが副首都ということを決めるのか。	2	・今も大阪には一定のポテンシャルがあり、まずは、自らの取り組みとしてその充実を図り、2020年頃を目途に副首都としての基盤を整えます。 ・こうした自らの取り組みを推進力に、国に対しても、できるだけ早期に、国が副首都の必要性を認識し、大阪の取り組みを支援する仕組みが実現されるよう働きかけていきます。 ・これらを通じて、国内外から大阪が副首都にふさわしい都市として広く認知されることが、副首都の確立につながると考えています。
8副首都に向けて、具体的に何をするのか。	3	・副首都として必要な都市機能の充実に向けた取り組みと、それを支える制度面での取り組みを進め、2020年頃までに副首都としての基盤を整えるとともに、この自らの取り組みを推進力として、副首都化の取り組みを支援する仕組みを国に働きかけていきます。あわせて、副首都としての発展のため、グローバルな競争力の向上に向けた取り組みを進めていきます。
9副首都・大阪は、大阪市域だけが対象なのか。	1	・「副首都・大阪」の確立に向けては、大阪府域全体が副首都にふさわしい都市として都市力を高めることが不可欠であり、さらには、「副首都圏」として、京阪神や関西圏までも視野に入れた取り組みも進めていく必要があると考えています。
10大阪が「副首都」になることと、大都市制度（総合区制度または特別区制度）との関係は。	27	・副首都としての基盤を確立し、発展していくため、大阪自らの取り組みとして、副首都に必要な機能面の取り組みとあわせて、それを支える制度面の取り組みが必要と考えています。 ・その制度面の取り組みの一つが「新たな大都市制度の実現」であり、地方自治法に基づく総合区制度、特別区設置法に基づく特別区制度について検討を深めていくこととしています。

ご質問等の要旨		件数	副首都推進局の考え方
11	二重行政とはどのようなものか。	10	・二重行政とは、これまで、全域が都市化した狭い大阪府域において、広域機能を担う大阪府と大阪市という二つの行政主体が、それぞれの考え方に基づき類似のサービス提供を行った結果、全体として最適となっていない状態と考えています。 ・具体的には、例えば、既に統合した産業技術や公衆衛生に関する府市の研究所、現在検討を進めている大阪市立大学と大阪府立大学、港湾などが該当するものと考えています。 ・府市では、府民・市民にとって最適なサービスを効率的・効果的に提供することを目指し、二重行政解消に向けた取組みを進めています。
12	総合区・特別区を導入しなくても二重行政は解消できるのではないか。	25	・現在、大阪府及び大阪市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に向けた取組みとして、指定都市都道府県調整会議において、府市で協議調整を行い、府市で統一された方向性のもと広域行政を推進しています。 ・総合区制度においては、総合区長が総合区域内の政策や企画の立案を含め、住民に身近なところで、総合的かつ包括的に行政を実施し、市長は市全体の視点からの政策や経営の課題に集中して取り組むこととなります。 ・このような役割分担のもと、市長が、副首都にふさわしい都市機能の強化や二重行政の解消に向けた取組みについて、引き続き、指定都市都道府県調整会議において、知事と協議・調整し、推進していくことにしています。 ・特別区においては、広域と基礎の役割分担を徹底し、広域的機能を大阪府に一元化することで、これらの二重行政が将来にわたり「制度的に解消」されと考えています。
13	広域的な課題について、府市で協議が整わない場合、総務大臣の勧告があるが、どこまでの効果があるのか。	1	・市長又は知事は、協議をととのえるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、必要な勧告を求めることができます（地方自治法第252条の21の3）。 ・総務大臣の勧告については、法的に尊重義務があるとされており、勧告の実効性を高めるため、総務大臣は第三者機関である指定都市都道府県調整委員を任命し、その意見を聴いたうえで、地域の実情に応じた適切な勧告を行うこととされています。
14	今なぜ大都市制度（総合区・特別区）なのか、現状のままでは駄目なのか。	150	・大阪市では、東京一極集中が進む中、経済活動の全国シェア低下や法人税収の落ち込みなど長期にわたって低落傾向が続いており、加えて人口減少・超高齢社会が3大都市圏の中でいち早く到来する見込みであることなど、大阪が抱える課題の解決と東京一極集中の是正など日本における副首都の必要性の観点から、東西二極の一極として日本の成長エンジンの役割を果たす「副首都・大阪」をめざしています。そのためには都市機能の充実とそれを支える制度が必要となりますが、現状のままで取り組むには限界があると考えています。 ・そこで、制度面の取組みとして、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討をおこなっており、最終的に住民の皆さんにご判断いただけるよう、両案をとりまとめていきます。
15	住民投票で特別区は否決されたのではなかったのか。	30	・大阪市と大阪府では、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けて、特別区を設置することにより、住民自治の拡充と広域機能の一元化を目指しましたが、平成27年5月の住民投票で反対多数となりました。 ・しかしながら、住民意思を的確に反映するための住民自治の拡充や、いわゆる「二重行政」を解消するための効率的・効果的な行政体制の整備といった、大都市の抱える課題解決に向けた取組みが必要な状況にあります。 ・課題解決の選択肢として、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討をおこなっています。
16	総合区制度と特別区制度について説明してほしい。	8	・総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、基礎自治機能については、区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。広域機能については、大阪府と指定都市都道府県調整会議において協議、調整し、方針を決定することとなります。 ・特別区制度は、大阪市を廃止し、新たに特別区を設置する制度であり、基礎自治機能については、区長や区議会のもとで行政を展開します。広域機能については、大阪府に一元化し、知事が方針決定することとなります。
②総合区制度概論（388件）			
17	総合区になった場合、大阪市は政令指定都市・普通地方公共団体のままなのか。	2	・総合区制度は、政令指定都市大阪市が存続する都市内分権の仕組みです。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
18 総合区の必要性和メリット・デメリットについて説明してほしい。	111	・総合区制度では、予算編成や条例提案などについては、市全体の視点から市長が引き続き行いますが、民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理、市民利用施設の運営などといった権限を総合区長に移管し、区長自らの責任において、住民の意見を聴きながら、住民に身近なところで、地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供することが可能になると考えています。 ・総合区制度の設計にあたっては、きめ細かいサービス提供に配慮しつつ、職員総数が大幅に増えるような効率面でのデメリットが生じないよう考慮したうえで、8区に合区することとしています。しかし、合区により「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは」「地域の声が届かなくなるのでは」といった不安感からデメリットと感じられる方もいるため、24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、事務所と地域協議会を備えた地域自治区を設置することとしました。 ・なお、総合区設置に伴うコストについては、総合区に権限を移管し、それに見合う業務執行体制を総合区に整えるために必要な経費として試算しております。
19 総合区制度を導入する際に、なぜ8区への合区が前提となるのか。	33	・総合区長のマネジメントのもと住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。その際、総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・身近な行政サービスが提供できる体制整備とそれに要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区としています。
20 現在の行政区単位で権限委譲を進めていけばいいのではないのか。	35	・これまでも基礎自治に関する施策や事業について、区長が決定できるよう、現行制度の枠組みの中で局が持つ権限・財源・責任を区長に移管し、区長による総合的な施策の展開を図ってきたところです。 ・これまで以上に権限移譲を進めていくためには、各区に必要な組織体制や財源を整える必要がありますが、その分コストがかかることになるため、現在の24区のままでは限界があります。
21 市長（局）と総合区長（区）の役割分担はどうなるのか。	19	・市長は総合区長の監督をはじめ、市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組むとともに、予算編成、条例提案等を実施します。 ・総合区長は、総合区の区域に係る政策や企画立案を行うなど（区域のまちづくり推進や住民相互間の交流促進など）、自らが執行する権限の範囲内において、自らの責任で、住民に身近なところで総合的かつ包括的に行政を実施します。
22 総合区間で行政サービスに差は出るのか。	22	・総合区設置により、たとえば新たに移管する放置自転車対策や市民利用施設の運営など、住民の皆さんに身近なサービスについては、総合区長が拡充された権限のもと、地域の実情やニーズに応じ、提供していきます。 ・これに対し、敬老パスや乳幼児医療費助成など、大阪市全体として統一性・一体性が求められるサービスなどは、地域によって差が生じないよう、引き続き市全体の観点から市長のもとで実施されます。
23 総合区長の選任方法及び任期はどうなるのか。	40	・総合区長は、現在の行政区長とは異なり、副市長と同様の特別職であり、市長が議会の同意を得て選任します。 ・総合区長の選考の仕方については、今後、検討することとしております。 ・総合区長の任期は4年です。
24 総合区長のリコール制度について説明してほしい。	5	・地方自治法上、総合区長は、解職請求（リコール）の対象になります。区政運営に重大な問題があるなどの場合は、総合区内の区民は（市議会の議員及び市長の）選挙権を有する区民の総数の三分の一以上（※）の連署をもって、市長に対して総合区長の解職請求をすることができます。 （※選挙権を有する総合区民が40万人を超えない場合） ・解職の請求があった場合、市長は、これを市会に諮り、議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の同意があったときは、総合区長は解職されます。
25 24区のまま総合区というのは法律上認められているのか。	2	・地方自治法上、総合区は現在の区を合区して総合区を設置することも、現在の区を合区せずに総合区を設置することも可能です。 ・本市における総合区の制度設計においては、特別職である総合区長が権限を最大限に発揮するために必要な組織体制と財源を各区に整え、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを効果的・効率的に行う一方、行政の効率性のバランスを考慮し、できるだけ現行職員数の範囲内に抑えるなどコストを抑制する、といった観点から現在の24区を8区に合区することとしました。
26 総合区設置が決定した後に、もとの24区に戻ることはできるのか。	2	・総合区設置決定、あるいは移行した後において、市会の議決により条例が定められ所定の手続きを経れば、24区にすることは制度上可能です。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
27 総合区設置後に合区や分区、周辺自治体を合併するような場合はどのような手続で進めていけるのか。	1	・合区・分区については、市条例で決定するものであるため、市会の議決において決定されるものとなります。 ・周辺自治体との合併については、合併する関係市町村において合併協議会を設置し、協議を行いながら進めていくものとなります。
28 総合区設置により議会の役割は変わるのか。	6	・総合区制度は政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、市会の役割が変わるものではありません。
29 選挙区・定数はどうなるのか（市会、府議会、衆議院）。	13	（選挙区） ・市会議員の選挙区は、原則として総合区の区域をもって選挙区とされています。 ・府議会議員の選挙区は、原則として大阪市の区域を2以上の区域に分けた区域（区の区域は分割しない）をもって、選挙区とされ、各選挙区ごとの議員定数とともに府条例で定められます。具体的には、総合区設置決定後に府議会で議論の上、定められます。 ・衆議院議員の小選挙区は、公職選挙法の別表で選挙区が定められていますが、同法第13条第3項では、行政区画その他の区域に変更があっても、選挙区は「なお従前の区域による」と定められています。したがって、総合区になっても、同法別表が改正されない限り、従前の区域で選挙が行われることとなります。 （議員定数） ・市会・府議会の各選挙区ごとの議員定数は、総合区設置決定後に市、府それぞれ条例で定められることとなります。
30 総合区議会はできるのか。	3	・総合区制度は政令指定都市である大阪市が存続する都市内分権の仕組みであり、市会が引き続き存在し、総合区単位での総合区議会は設置されません。
31 総合区ごとに常任委員会を設置してはどうか。	1	・総合区ごとの常任委員会を設置するかどうかについては、総合区の設置を踏まえて市会において議論されるものと考えています。
32 総合区制度が導入されれば、区CM（シティマネージャー）制度（※）はどうなるのか。	1	・区CM制度（※）にかえて総合区制度が導入されることとなり、区と局の役割分担を明確化し、区役所に事務執行体制を整備することとしております。 ・区CM権限の一部は各局長権限になりますが、区CM権限の一部と局からの移管事務を総合区長が総合区役所の組織を指揮監督して、自ら実施することになります。 ・併せて、区内の局事業についても、総合区長が調整・関与できる仕組みを検討しております。 ※区CM（シティマネージャー）とは、区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置づけ、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入した制度。区CMは区長をもって充てることとしています。
33 現状の市政改革の取組みはどうなるのか（スポーツセンターの取り扱いなど）。	1	・市政改革の取組みについては、現行の制度・体制において必要な改革をしっかりと進めていくものと考えています。 ・なお、スポーツセンターなどの区ごとに整備されている施設については、新たな大都市制度のあり方が確定した後、「市政改革プラン2.0」に基づき検討が進められるものと考えています。 http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000374451.html
34 合区に伴い、各種地域団体はどうなるのか。	9	・地域で活動している団体のうち法令で定められていない任意の各種団体は、それぞれの団体の意思によって活動されているものであり、総合区設置をもって現行から変わることは想定していません。
35 総合区の財政シミュレーションは示されるのか。	3	・総合区にかかる財政シミュレーションについては、平成30年1月16日の大都市制度（特別区設置）協議会においてお示ししており、本市のホームページにおいても資料として公表させていただいております。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html
36 総合区を導入している自治体はいくつあるのか。	1	・現時点（平成30年2月14日時点）ではありません。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
37 総合区素案はどのような過程でとりまとめられ、今後どのようなになるのか。	8	・平成28年7月に総合区制度の検討を進めるにあたり、住民の皆様からご意見をいただくための素材として、大阪市における総合区の概案を作成しました。 ・平成28年8月から平成29年1月にかけて総合区制度・特別区制度の制度案作りの参考とするため、24区で意見募集・説明会を開催し、住民の皆様のご意見をお聞きしてきました。 ・いただいた住民の皆様からのご意見や市会での議論を踏まえ、総合区が担う事務を一般市並みの事務とし、区の数をも8区とする案をお示しし、区長会議の意見を踏まえ、平成29年3月に総合区の区割案を作成しました。 ・平成29年8月に総合区の具体的な内容をお示しする「総合区素案」をとりまとめ24区で説明会を開催したところであり、今後、市会の議論を踏まえ、必要に応じて、追加・修正を行うなど、引き続き総合区設置に向けた検討を進めてまいります。
38 総合区・特別区はどのような手続きで決定することになるのか。	63	・総合区の設置は、市の条例により定めることになるため、議会の議決を経て決定されます。 ・特別区については、大都市制度（特別区設置）協議会において特別区設置協定書がとりまとめられ、府市両議会でも協定書が承認されれば、住民投票が実施されます。 ・ただ、いずれも具体的なスケジュールは未定です。 ・両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、検討を進めてまいります。
39 市長の最終目標は特別区ではないのか。	2	・大都市制度改革として、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両案をとりまとめていくこととしています。 ・市長は任期中にそれを実現するため今年の秋に住民投票を実施する考えを示されており、事務方として、その日程を念頭におきながら作業を進めているところです。
40 特別区は基礎自治体なのか。	1	・地方自治法において、特別区は基礎的な地方公共団体であると規定されています。
41 住民投票の投票率が一定以下であれば廃案にすべきではないかと考えるが、住民投票において、総合区か特別区かを記載するというのは法律上可能なのか	3	・大都市地域における特別区の設置に関する法律においては、投票率如何に関わらず、有効投票の総数の過半数の賛成があった場合に、特別区設置が決定されるものとなっております。 ・また、現行法令上は、特別区の設置に対して賛否を問うものとなっております。 ・両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、検討を進めてまいります。
42 現状から特別区に移行するケース、総合区から特別区に移行するケース、この2つのケースで特別区に移行するのに要するコスト、期間、手続き等差はあるのか。	1	・本市においては、ご質問のようなケースについてのコスト、期間、手続き等の検討はいたしておりません。
(2) 区割り・区の名称・総合区役所の位置（64件）		
43 どのような考えにより区割りをしたのか。	20	・総合区の区割りは、決定したものではなく、総合区素案をもとに市会において議論が進められています。 ・素案では、総合区を設置する場合に行う住民に身近な行政サービスの提供と、そのために必要な体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区が必要としています。その上で、8区の区割り案の策定にあたっては、①各総合区における将来（平成47年）の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内、②分区分合の歴史的経緯、③鉄道網の接続や商業集積、④工営所や公園事務所など既存事業所の活用、⑤防災、という5つの具体的な視点から総合的に判断し、区割り案として示しています。
44 8区以外の区数は検討しないのか。	5	・総合区素案の作成に先立ち、区数を5区、8区、11区と想定した総合区の概案を取りまとめ、意見募集・説明会を開催し、住民の皆さんからご意見をいただくなど、検討を進めました。 ・総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するためには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・住民に身近な行政サービスの提供と、その体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区に合区することが適切として素案をとりまとめています。素案をもとに、今後市会での議論を進め、決定していくことになります。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
45 総合区の区割りの5つの具体的な視点のうち、「住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮」とあるが、具体的にはどんなことを考えているのか。	1	・総合区域内で住民の移動や交流の確保が円滑に行えるよう、区域内で行き来できる鉄道の路線がどうなっているかの状況を踏まえつつ、例えば、なんば、阿倍野などの大規模商業集積地域は、出来る限り同一の総合区内にあることが望ましいという点を考慮したところです。
46 区割りは、なぜ一区あたり30万人規模としているのか。	3	・総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するためには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 ・住民に身近な行政サービスの提供と、その体制整備に要するコストのバランスを考慮した結果、8区に合区することが適切として総合区素案をとりまとめています。 ・また、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。 ・このため、区の有する活力について、将来的にも総合区間の格差をあまり生じさせない必要があると考え、市の将来推計人口（平成47年）を踏まえ、各区间で一定の均衡が図れるよう30万人規模としています。
47 将来人口規模を「平成47年」としているが、平成47年にしている根拠が不明です。	1	・「各総合区の概要（第一区～第八区）」に記載しているとおり、現在の人口が平成27年10月の国勢調査を基に記載しており、それから一定期間を経過した将来のイメージをお持ちいただけるよう、その20年後となる平成47年の将来推計人口を記載しています。
48 行政改革に賛成しますが、地域性を考えた区割案とは思えない。港区の場合、西区、大正区とのつながりは深いが、此花区、福島区とのつながりは薄い。各区長がこの区割り案に同意したのなら、同意した経緯を公表していただきたい。	1	・区割り案の策定にあたっては、①人口規模②分区分区・合区の歴史的経緯、③鉄道網の接続や商業集積、④工営所や公園事務所など既存事業所の活用、⑤防災の5つの視点から総合的に判断し「8区」の区割り案を副首都推進局でまとめました。 ・その区割り案について、平成29年3月3日に区長会議に説明を行い、同年3月17日に区長会議から「示された案については、5つの具体的な視点が反映されており、総合的な視点から案を了承する。」との意見が示されたところです。 ・これらの経緯については、市のホームページに掲載しております。 平成29年3月3日 区長会議 http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/shimin/0000392934.html 平成29年3月17日 区長会議 http://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi/shimin/0000394492.html
49 二区と五区は工営所が存在しないが、総合区の設置が決定された場合にこの二区と五区のエリアに工営所を新設することになるのか、あるいは既存の工営所が何区と何区をかけ持ちで担当するのか。	1	・区域内に現在工営所が設置されていない第二区と第五区については、それぞれ工営所を設置しますが、コストを抑制するという観点から既存の施設を活用することとしており、同一の総合区域内もしくは近隣の市有施設を活用することで、設置することを想定しています。
50 総合区の名称はどのように決定するのか。	13	・総合区の名称は決定したものではなく、総合区素案においては、仮称を記載しています。 ・名称は、総合区の設置決定後、設置する日までの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めることとなります。 ・その際、方位、地勢、地域の歴史等も考慮し、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとすることを基本としています。
51 区の名称が変わると、各区にある施設の名称も変わるのか。	1	・総合区の名称は仮称であり、現時点（平成30年2月14日）では確定していません。 ・総合区の名称が決定すれば、区民センター等施設の名称も、それに合わせて変更する可能性はあると考えております。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
52 総合区を設置すると、住民の住所も変わるのか。	8	・総合区の名称については、総合区の設置決定後、設置するまでの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めることにしています。 ・また、町の名称も区の名称に準じて市長が定めることにしており、結果として現在の区名が変わることになれば、住所も変更されることになります。 ・なお、住所変更が生じる際に、住民への影響を最小限とするよう、関係機関と調整を行う予定です。
53 総合区役所の位置はどのように決めたのか。	4	・総合区役所の庁舎については、現在の区役所庁舎から選定することになっています。 ・選定にあたっては、地方自治法の規定に基づき、住民の利便性を考慮することになっているが、総合区素案では具体的には ○住民からの近接性（総合区内の人口が全体としてバランスのとれる地点から庁舎までの距離） ○交通の利便性（総合区内での現区役所間の公共交通利用による所要時間） ○地域における中心性（当該総合区を構成する現行政区の間での移動者数） を考慮すべき条件として点数化して、評価しています。 ・その点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、素案の組織体制における職員数を基に、各庁舎が必要となる延床面積を充足しているかの検証をした上で、素案において「選定庁舎」をお示ししています。
54 総合区役所では、職員が増えるが、現庁舎で収容できるのか。	4	・総合区役所の庁舎については、現在の区役所庁舎から、住民の利便性を考慮し、選定することになっています。 ・選定にあたり、総合区素案の組織体制における職員数を基に、必要となる延床面積が充足しているかの検証を行った結果、素案で示した「選定庁舎」は、概ね、延床面積は充足すると見込んでいます。 ・なお、第四区の総合区庁舎（現城東区庁舎）は、必要な延床面積が一部不足することになりますが、現区役所の近隣に活用可能な市有施設があるため、この施設も含め総合区庁舎として活用することを想定しております。
55 区割りについては、今後変動するのか。	1	・総合区素案でお示ししている区割り案については、現在、市会において議論が進められています。 ・今後、その議論を踏まえ、確定していくことになります。
56 区割りについて、インターネットや別途冊子を発行するなど、区割りの説明をする予定はあるか。	1	・現在検討している大阪における総合区素案につきましては、既に大阪市のホームページでご覧いただけます。この他、広報紙等を活用することなどにより、今後とも住民の皆さんへ広く周知できるよう広報に努めていきます。 総合区の検討状況について http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html
(3) 事務分担（104件）		
57 局と総合区の事務の分担がわかりにくい。	1	・局は、大阪市全体の観点等から、条例提案・規則の制定や予算編成、広域的なまちづくりなどに関する事務を引き続き行います。 ・総合区は、現在の区役所の事務に加え、現在局で行っている事務のうち、民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理など住民の皆さんに身近なサービスに関する事務を行います。
58 現場に近い事務が総合区に移管されるという理解でよいのか。	1	・民間保育所の設置認可や生活道路の維持管理など、住民生活と密接に関わる事務であり、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられる事務を局から総合区へ移管することとしています。
59 総合区ごとに事務を行うことで、どのように良くなるか教えてほしい。	1	・総合区長のマネジメントのもと住民の皆さまに身近な事務を行うことで、現在よりも地域の実情や住民ニーズを踏まえたきめ細かい行政サービスが提供できるようになると考えています。
60 総合区も特別区も行政の仕組みを変えるだけで住民サービスを低下させないと説明しているが、本当か。	1	・都市機能の整備などの広域機能の強化と、地域のニーズに沿った身近なサービスを提供する基礎自治機能の充実の両面を、現行よりも進められる制度として、総合区と特別区の両制度について検討を行っています。 ・いずれの制度になった場合でも、現在、区役所で行っている窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において、引き続き実施することとしています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
61 総合区になることで、総合区ごとにサービス内容が変わってしまい、共通のサービスが受けられなくなるのではないか。	1	・総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・大阪市全体で共通の一定レベルのサービスを提供すべき、介護保険などの保険事業、個人給付・補助制度などに関する事務については、大阪市全体での統一的な基準のもと事務を行うこととしています。
62 総合区は8区で構成されているが、例えば、昼間人口が多い区はそれを踏まえた行政サービスが行われるなど、区の特性を踏まえた事務が行われる必要があると考えるが、総合区素案における考え方はどうか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。総合区設置後は、総合区長のマネジメントにより、それぞれの区の特性を考慮した行政サービスが実施されることになると考えています。
63 総合区が設置される場合、各区に置かれている国の機関や地域団体等との連携はどのようになるのか。	1	・総合区の区域全域に関わることは総合区役所として、また、現在の24区単位の地域コミュニティに関わることなどは地域自治区事務所として、総合区設置後も引き続き、それぞれの関係機関と連携していくことになると考えています。
64 予算編成、条例提案の権限は市長に残り、職員数も同数で局から総合区に移るだけであるのに、総合区がワンストップで総合的に判断し、迅速かつきめ細かく対応できるか。	1	・総合区長に事務を移管することに伴い、事務の実施に必要な予算や職員体制も局から総合区に移管されるため、総合区長のマネジメントする範囲が拡充することになります。これにより、住民の皆さんに身近な行政サービスを、住民の皆さんに身近なところで判断・実施できるようになるため、現在よりも迅速かつきめ細かく対応できると考えています。
65 委託や指定管理など民間事業者に依頼している事務は、区の特徴等を反映することは困難であり、他の事務、権限を移管することを考えるべきだ。	1	・総合区が、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、民間事業者への委託や指定管理事業者選定の際の仕様書に反映させるなどにより、きめ細かい行政サービスが提供できると考えています。 ・なお、委託や指定管理以外の事務としては、保育所の設置・認可などの事務についても、総合区へ移管することとしています。
66 現在、24区で行っている事務を8総合区に集約することにより、許認可などの事務処理が遅くなるのではないか。	1	・総合区へ集約する事務は、総合区としての政策・企画の事務や、総務部門など窓口サービス以外の効率的に行うことができる事務であり、現在、区役所で行っている住民票や国民健康保険、福祉サービス等に関する窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き実施することとしています。
67 総合区へ移行される事務に、保育所の設置・認可、放置自転車対策、スポーツセンター・プール等の運営など上げられているが、一部に限定されている。どのように検討し、決められたのか知りたい。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。 ・総合区へ移管する事務については、副首都推進局において、それぞれの事務を担当している局とも意見交換を行い、また24区長の意見も聴きつつ、大阪市の現在の事務を精査したものです。 ・住民生活に密接に関わる事務であり、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられるものは総合区の事務とする一方で、大阪市全体にかかる計画策定や保険事業・個人給付など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務は引き続き局の事務として整理しており、市会においても議論が進められています。
68 市会質疑の中で、期待される効果について、その数値に疑問など出ていないのか。	2	・総合区素案では、局から総合区に移管する事務について、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することにより期待される効果を、数値ではなく具体的な事例を用いてお示しているものです。 ・総合区に関する市会の質疑においても、期待される効果については、総合区設置されることで住民の皆さんにどのようなメリットがあるのかといった事例などをもとに議論が行われています。
69 総合区設置により期待される効果については、資料に「期待・可能」と書かれているが、「期待されない・可能でない」ということもありえるということか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。 ・総合区の設置に伴い、局から総合区に事務が移管されるとともに総合区長が政策や企画の立案により強く関与することで、住民の皆さんに身近なサービスは地域で責任を持って実施できることとなります。これにより、迅速できめ細かい対応が可能となり、住民自治の拡充の効果が期待されと考えています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
70 総合区になることで、区長の権限はどう変わるのか。	1	・総合区設置により、事務に関する区長の権限が拡充します。例えば、保育所の設置・認可については、現在の24区役所が地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うことになります。加えて、総合区の政策・企画の立案の事務なども実施するとともに、総合区役所職員の任免権や市長への予算具申権といった現在の区長よりも広い権限を持つことになります。
71 総合区が独自のサービスを実施する際、総合区長が、実施に必要な条例を市会に提案したり、規則を定めることができるのか。	1	・条例案を市会に提案する権限や規則を定める権限については市長に属します。 ・総合区に移管する事務については、総合区長のマネジメントのもと、地域の実情や住民ニーズを踏まえて実施することになりますが、総合区が独自のサービスを実施するために条例や規則の制定・変更が必要となる場合には、市長と総合区長で意見調整が行われることになると考えています。
72 現在、局が行っている、大阪市全体のバランスをとりながら決定する必要があるような事務は、どのようになるのか。	1	・大阪市全体の総合的な計画策定や、保険事業や個人給付・補助制度など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務については、総合区設置後も、引き続き局が大阪市全体の観点で実施することになります。
73 総合区が設置される際に、局を残す意義がわからない。	1	・総合区が設置される場合、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。 ・総合区は、現在の区役所の事務に加え、現在局で行っている事務のうち住民の皆さんに身近なサービスに関する事務を行います。大阪市全体の総合的な計画策定や、保険事業や個人給付・補助制度など、大阪市全体の統一性・一体性が求められる事務については、総合区設置後も、引き続き局が担うことになります。
74 総合区設置後は総合区ごとに事業をするのであれば、別の総合区となることで、これまで取り組んできた例えば地域防災訓練などの区間連携による事業が途絶えてしまうのではないかと心配している。	1	・総合区設置後においても、総合区長のマネジメントにより、地域の実情や住民ニーズを踏まえて区間で連携すべき事務かどうかについて判断をすることとなります。 ・なお、地域防災訓練など、地域の自主防災に関する支援は、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所で引き続き実施することとしています。
75 地域自治区事務所で実施する仕事かわからない。	1	・地域自治区事務所では、現在、区役所で行っている住民基本台帳、戸籍、保健・福祉サービス等の窓口サービスや、地域協議会の運営、地域活動協議会への支援事務等の地域に密着した事務を引き続き実施することとしています。
76 総合区が設置されることにより、税金や保育料、学校の授業料等が安くなるのか。	1	・総合区設置によって、税金や保育料、学校の授業料等が変わるものではありません。 ・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示しています。
77 水道代が上がるとか、消防が広域になり大阪市内は対応が悪くなるといった影響はないか。	1	・総合区が設置される場合、政令指定都市である大阪市が存続するため、水道事業・消防に関する事務は、大阪市全体の観点から実施すべき事務として、現在と同様に実施していくこととしており、総合区が設置されることにより水道料金や消防の対応が変わることはありません。
78 現在の区役所が行っている窓口サービス等（例：保育所関係、児童手当）が変わるのか。遠くの総合区役所へ行かなければならないのであれば不便になる。	4	・総合区設置後は、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の区役所の所在地に24の地域自治区事務所を設置し、現在、区役所で行っている窓口サービスや地域に密着した事務を引き続き実施することとしています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
79 「保育所の設置・認可」において、何が変わるのか、総合区長に権限を移管することによる効果が何なのか、わかりにくい。総合区になっても保育所不足の問題は解消しないのではないか。	3	・現在の24区役所では、保育所の設置・認可に関する事務のうち地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は、総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うこととなります。これによって、地域の特性や実情に沿った施策を総合区が実施することが可能となり、現在よりも待機児童の解消に向けてきめ細かい取り組みが期待できると考えています。
80 保育所の設置・認可を総合区が実施するとなっているが、本当に問題なくできるのか。	1	・保育所については、設置認可等に係る事務を総合区の事務とする一方で、指導・監査に関する事務は、総合区設置後においても大阪市全体で専門的・統一的に実施するため、引き続き局の事務としています。総合区と局が互いに役割分担と連携をしながら、一連の事務を適切に実施していくことが可能であると考えています。
81 総合区役所が設置されると、現在よりもスピーディーに対処できると言っているが、保育所認可ではどれくらいの期間が短くなるのか。	1	・現在の24区役所では、保育所の設置・認可に関する事務のうち地域調整のみを担っているのに対し、総合区設置後は、総合区長が保育所の整備計画から地域調整、事業者の決定まで一貫して行うこととなります。 ・どれくらい短縮できるのか具体的にお答えすることはできませんが、保育所の設置・認可に関する事務を総合区長が担うことにより、総合区が未就学児に関する施策を、地域の特性や実情を踏まえて実施することが可能となり、待機児童の解消に向けてよりきめ細かい取り組みが期待できると考えています。
82 現在、大阪市の全部の保育所を利用することができるが、総合区設置後は他の総合区の保育所を利用できなくなるのか。	2	・総合区の区域を越える保育所の利用については、現在と同様に、大阪市全体での統一的な基準により利用調整を行いますので、他の総合区にある保育所についても引き続き利用することが可能です。
83 児童手当について、現況届の受理が8総合区だけになると、現在より不便になる。現況届の送付・受理は総合区役所、申請受理・支給決定は地域自治区事務所と事務分担を分けている理由を教えてほしい。	2	・児童手当の現況届については、一斉発送する事務や郵送による受理などを、効率性の観点から総合区役所に集約して実施することとしています。 ・現在、区役所で行っている児童手当の申請受理・支給決定などを含む窓口サービスについては、日常的に住民の皆さんからの相談や受付を行う事務であり、住民の利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き実施することとしています。
84 総合区ごとに福祉施策などを担当すると、区ごとに「格差」が出てくるのではないか。	1	・老人福祉センターの運営など、総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・一方、個人給付等の制度管理に関する事務など、大阪市全体で格差が生じないよう取り組むべき事務については、大阪市全体での統一的な基準のもと事務を行うこととしています。
85 福祉については、保育所の説明しかないが、保育所以外の福祉施策については検討していないのか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示ししています。 ・老人福祉センターの運営など、総合区長のマネジメントにより地域の実情や住民ニーズを踏まえて判断・実施することが適切と考えられる事務を総合区へ移管することとしています。 ・現在、大阪市が実施している福祉サービスについては、総合区設置後も引き続き実施されます。
86 福祉施策、特に障がい者福祉に関する説明が無かったので、どのようになるのか。	3	・現在、区役所で行っている障がい者に関する窓口サービス等については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において行うなど、現在大阪市が実施している障がい者福祉サービスについては、総合区設置後も引き続き実施されます。
87 障がい者福祉サービスの支給決定等の障がい者福祉に関する手続きは、総合区役所と地域自治区事務所、どちらが行うのか。	2	・障がい者福祉サービスの支給決定等については、現在も区役所で行っている事務であり、総合区設置後も、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において行います。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
88 総合区になることで、健康保険料や介護保険料に影響は出ないのか。	1	・国民健康保険や介護保険の保険料の決定に関する事務は、大阪市全体での住民サービスの統一性・一体性が特に求められる事務として引き続き局で実施することとしており、総合区が設置されることにより保険料が変わるということはありません。 ・なお、総合区の設置に関わらず、国民健康保険については、より安定した制度となるよう平成30年度より新制度に移行し、財政運営の主体が市町村から都道府県に変わります。
89 国民健康保険の保険料が高すぎると思っており、今後の広域化に不安を感じているが、特別区・総合区になることで問題が解消されるのか。	1	・国民健康保険の広域化については、より安定した制度となるよう平成30年度から財政運営の主体を市町村から都道府県に変えるという国の方針によるものであり、特別区や総合区の議論とは関係ありません。
90 国民健康保険の特定健診や各種がん検診等は、総合区設置後も現在と同様に近隣施設で受診できるのか。また、総合区のどこでも受診できるのか。	1	・国民健康保険の特定健診や各種がん検診等は、総合区設置後も現在と同様に、現在の24区単位で設置する保健福祉センター及び取扱医療機関等で受診できます。
91 今後、阿倍野区にある大阪市保健所の機能も総合区に移管していくのか。	2	・大阪市保健所は、総合区設置後も大阪市内1か所とし、現在実施している事務については総合区に移管しません。 ・なお、現在、区役所の保健福祉センターで実施している住民の皆さんからの健康に関する相談などの事務については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において引き続き行います。
92 病院に関する記載がないが、どのようになるのか。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を主な事例に沿ってお示しています。 ・病院や診療所の整備等については、医療法に基づき大阪府が定めた大阪府保健医療計画により進めるものであり、総合区設置後も現在と同様に行われます。
93 教育行政は、総合区が設置されることにより、どう変わるのか。	1	・現在、大阪市では、区長が区域内の教育行政に関与する分権型教育行政を進めているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が教育行政に関与できる仕組みを検討しているところです。
94 幼児期、小中高までの教育についての支援はどのようになるのか。	1	・幼児教育無償化や就学援助、塾代助成事業などの教育支援に関する事務については、大阪市全体での住民サービスの統一性・一体性が求められる事務として、引き続き局で実施することとしています。
95 教育委員会は、総合区が設置されると、どのようになるのか。教育委員会も分割する必要があるのではないのか。1つの教育委員会で大阪市全体のことをするのは無理がある。	2	・教育委員会は、法律上、1自治体に1つ設置することとなっています。総合区設置後も、大阪市は1つの自治体であるため、教育委員会も現大阪市内に1つになります。 ・なお、現在、大阪市では、区長が区域内の教育行政に関与する分権型教育行政を進めているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が教育行政に関与できる仕組みを検討しているところです。
96 小中学校の通学区域に影響はあるのか。	2	・総合区の設置によって、直接、小中学校の通学区域が変更されるものではありません。 ・小中学校の通学区域の設定・変更に関する事務については、現在、区長が教育委員会から委任を受けて行っている事務であり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。
97 学校選択制については、どのようになるのか。	3	・学校選択制の実施等についての権限は、総合区設置後も教育委員会にあります。 ・なお、現在、区長が区域における学校選択制の方針案を作成する役割を担っているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
98 学校の再編計画を進めている地域については、総合区になる場合どういう方向に進むのか。	1	・学校の適正配置については、現在、区長が地域住民の皆さんや保護者の皆さん等の意見を聴きながら、再編計画案を作成する役割を担っているところであり、総合区設置後も、引き続き総合区長が担うことができる仕組みを検討しているところです。
99 校舎整備など学校の維持管理予算はどのようになるのか。	1	・市立の小中学校等の施設整備に関する計画は、大阪市全体の観点から局が実施することとしており、維持管理に必要な予算についても、引き続き局がとりまとめ、執行していくこととなります。
100 市立幼稚園の管理運営が総合区長となり、小中学校、高等学校の管理運営は局長となるのは、なぜか。	1	・市立幼稚園については、住民の皆さんに身近なところで判断・実施することが適切と考えられる事務であり、保育に関する事務と併せて未就学児に関する施策を効果的に実施すべきことから、総合区長が管理運営を行うこととしています。 ・一方、学校に関する権限は教育委員会にあることから、小中学校や高等学校の管理運営については、引き続き局で実施します。
101 市立幼稚園については、総合区長が財産管理をすることになっているが、市立幼稚園の廃止決定についても総合区長の権限となっているか。	1	・市立幼稚園の廃止決定は教育委員会の権限です。総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえて、廃止に向けた計画案の作成や地元調整を行うこととなります。
102 生涯学習の取り組みはどのようになるのか。	1	・基本的な計画策定や生涯学習センターの管理運営など、大阪市全体の観点から実施すべき事務については、総合区設置後も、引き続き局が担うことになります。 ・生涯学習ルーム事業やはぐくみネット事業など、総合区長が地域の実情や住民ニーズを踏まえ、判断・実施することが適切と考えられる事務は、総合区が担うことになります。
103 図書館の管理が総合区になっていないが、地域のニーズを反映して総合区に管理させる方が、住民にとって使いやすくなるのではないか。区長に権限を持たせてほしい。	2	・大阪市では、中央図書館を核に地域図書館23館とネットワークを構築し、どの図書館からも市内の全ての図書館にある図書を予約して取り寄せることができるなど、一体的に運営することによるスケールメリットを生かした効率的なサービスを行っていることから、図書館については局の事務としています。 ・一方、現在、区長は区域内の図書館に関する事務に関与しており、総合区設置後も、引き続き関与できる仕組みを検討しているところです。
104 今後、ごみに関する事務も総合区に移管していくのか。	1	・ごみの収集・処理に関する事務については、大阪市全体の観点から検討した結果、総合区設置後も、引き続き局において実施することとしています。
105 産業振興に関する記載が見当たらない。地域により特徴的な産業があるため、総合区にも産業振興に関する部署及び予算が必要ではないか。	1	・大阪の経済成長に向けた産業振興等の事務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務であるため、引き続き局で行うこととしていますが、商店街等での集客イベント等への支援事業は、地域の特色を活かすことができる事務であるため総合区で行うこととしています。
106 卸売市場は、総合区設置後には、局の事務となるのか、それとも総合区の事務になるのか。	1	・卸売市場（中央卸売市場、東部市場及び南港市場）については、広域的な流通インフラ施設であり、大阪市全体の観点から実施すべき事務であるため、引き続き局で実施することとしています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
107 総合区が設置される場合、文化事業はどのようなになるのか。	1	・文化事業の実施に関しては、局と総合区で役割分担していくことになります。 ・例えば、OSAKA光のルネサンスや大阪クラシックなど、大阪市全体の観点から取り組んでいる文化振興事業については、引き続き局で実施することとしています。 ・一方で、例えば、地域における音楽普及推進や芸術文化活動の支援など、地域に密着した観点から取り組んでいる文化振興事業については、総合区で実施することとしています。
108 「道路・公園の維持管理」において、何が変わるのか。総合区長に権限を移管することによる効果は何なのか、わかりにくい。	3	・例えば、道路や公園に関する住民の皆さんからの相談を区役所で受け付けた場合、実際に現場での維持管理の事務を行う工営所・公園事務所は、現在は局の所管であるため、局との調整が必要となります。 ・総合区設置後は、工営所や公園事務所が総合区役所の内部組織になることにより、相談内容等の情報が共有されやすくなり、総合区長の判断のもと、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、迅速にきめ細やかに対応しやすくなると考えています。
109 工営所や公園事務所は、総合区設置後は、場所と職員の体制はそのまま、総合区役所の管轄になるということか。	1	・総合区素案では、総合区設置後も、工営所や公園事務所の場所・職員の体制は現行の施設や体制を活用することを基本としており、総合区役所の内部組織となることをお示ししています。
110 道路・公園の維持管理を総合区が実施するとなっているが、本当に問題なくできるのか。	1	・生活道路や身近な公園にかかる維持管理の事務については総合区の事務として、相談から対応まで総合区役所で一元的に実施することとしています。現在、局に所属している工営所・公園事務所の職員を事務とともに総合区へ移管するため、円滑に事務が引き継がれると考えています。なお、必要に応じ局と連携しながら進めていきます。
111 今も、要望や相談があれば、直接工営所や公園事務所などに連絡している。総合区になっても何も変わる気がしない。	2	・現在、直接工営所・公園事務所にご連絡をいただいている場合と、区役所にご相談をいただいている場合があります。 ・総合区設置後は、いずれにご相談いただいたとしても、工営所・公園事務所が、総合区役所の内部組織となることから、総合区役所内部でより円滑に調整が行われることになると考えています。
112 「放置自転車対策」において、何が変わるのか、総合区長に権限を移管することによる効果は何なのか、わかりにくい。総合区になっても放置自転車問題は解消しないのではないのか。	5	・例えば、放置自転車に関する住民の皆さんからの要望を区役所で受け付けた場合、実際に現場での放置自転車対策を行う工営所は局の所管であるため、現在は局との調整が必要となります。 ・総合区設置後は、工営所が総合区役所の内部組織になることにより、総合区長が、放置自転車の撤去回数・撤去時間帯の見直しや自転車放置禁止区域の変更などを、地域の実情やニーズに合わせて判断することで、より効果的な放置自転車対策を進めることが期待できると考えています。
113 放置自転車対策が総合区に移管された場合にも、局が引き続き総合区間の事例共有などの連絡調整を行うのであれば、二重行政になるのではないのか。	1	・放置自転車対策のうち、大阪市全体の観点から実施すべきと考えられる制度管理に関する事務などについては、引き続き局において実施することとしています。実際に現場で実施する放置自転車対策については工営所が総合区の内部組織になることにより、総合区長が、放置自転車の撤去回数・撤去時間帯の見直しや自転車放置禁止区域の変更などを、地域の実情やニーズに合わせて判断するようになります。これにより、より効果的な放置自転車対策を進めることが期待できると考えています。
114 港湾事業は、総合区設置後には、局の事務となるのか、それとも総合区の事務になるのか。	1	・港湾事業については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も引き続き局が実施します。
115 地域防災はどうなるのか。また災害発生時など緊急事態における総合区長の役割・権限を教えてほしい。	2	・災害時における避難誘導、被害状況等の調査、避難所の開設など、地域での応急対策活動については、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所が担います。また、その活動を円滑に行えるよう、平時から、地区防災計画の策定、地域防災訓練、地域防災リーダーの養成、避難所の維持管理など、地域の自主防災に関する支援も地域自治区事務所が担います。 ・一方、総合区長は、区域の災害対策に係る司令塔となります。また、総合区役所は、災害時における区災害対策本部の設置・運営、局や地域自治区事務所との連絡調整などを担うほか、平時における災害時避難所の指定、備蓄品の配備、啓発関係なども担います。

ご質問等の要旨		件数	副首都推進局の考え方
116	災害対策についても、期待される効果のイメージを示すべきだ。	1	・総合区素案では、総合区設置により行政の仕組みがどう変わるかを説明したうえで、それにより期待される効果を、主な事例に沿ってお示ししています。 ・災害対策については、大阪市全体の観点から一体的に行うべきと考えられる事務は、現在と同様に局が中心となって総合区役所と連携して行うこととしています。
117	総合区設置に伴い合区されることにより、津波対策が重要な湾岸エリアが区域の一部にとどまる場合、十分な対策がされるのか。総合区同士が連携して対応できるのか。	1	・津波対策も含めた災害対策については、市地域防災計画の作成や市全体での危機管理訓練の実施など、大阪市全体の観点から行うべき事務であることから、引き続き局において実施することとしており、総合区間においても必要な連携を取りながら対応していくこととなると考えています。 ・なお、津波避難施設の確保や水害ハザードマップの配布など区民への周知・啓発は、住民の皆さんに身近な総合区長が行います。
118	総合区が設置された場合、警察や消防についてはどうなるのか。	1	・消防事務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、引き続き局の事務としています。 ・警察については、大阪府の事務であり、総合区設置によって変わるものではありません。
119	住民基本台帳関係の発行は、総合区長名で行われるのか。	1	・総合区長の名で発行することとなります。
120	現在、住民は市内の全ての区の施設を利用することができるが、総合区になる場合も同様に利用できるのか。	1	・スポーツセンターやプールをはじめとする市民利用施設については、総合区設置後は、総合区長の判断で区内の施設に係るサービスのあり方を考えていくこととなりますが、住民の皆さんは引き続き市内全ての区の施設をご利用いただけます。
121	区民センターやスポーツ施設等、合区されることにより、無くなってしまう施設があるのではないか。	1	・総合区の設置が、直接、区民センターやスポーツ施設等の市民利用施設の廃止に結びつくものではありません。 ・総合区設置後は総合区長が、引き続き総合区の状況や施設の特性、利用実態等を踏まえ、施設のあり方を考えていくこととなります。
122	市民利用施設の運営について、期待される効果に書かれていることの根拠が無いので、本当にその効果が得られるのか不明である。	1	・スポーツセンター等の市民利用施設の運営については、地域に身近な総合区の事務とすることにより、地域の実情を踏まえ施設利用メニューの充実や、設備の補修対応を実施するなど、現在よりも住民ニーズを反映した運営が可能になると考えています。
123	老人福祉センターやスポーツセンター・プール等について、指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待されると書かれているが、具体的にどういうことを期待できるのか。	1	・現在、大阪市では、老人福祉センターやスポーツセンター・プール等の市民利用施設については、指定管理者が施設の管理運営を行っています。この指定管理制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。 ・指定管理者の公募は、現在は局が大阪市全体の観点で事務を行っていますが、総合区設置後は、総合区が地域の実情や住民ニーズを踏まえ、例えば利用時間の延長などのサービス内容を、指定管理事業者募集の際の要件に反映させることなどにより、より地域のニーズを踏まえた行政サービスが提供できるものと考えています。
124	現在、各区で行っているイベントは、どのようになるのか。	1	・総合区の設置が、直接、イベントや地域行事の廃止に結びつくものではありませんが、総合区設置後は、総合区長が地域の実情や住民ニーズを踏まえたうえで、実施の有無や実施手法について判断することになると考えています。
125	合区されて総合区になっても、現在の24区単位で広報紙が発行されるのか。	1	・各総合区の広報紙の発行単位や紙面構成・配布の仕方などの詳細については、総合区長の判断のもと実施していくこととなります。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
126 総合区が設置される場合、消費者行政の相談窓口を各総合区で設けてもらえるか。	1	・消費者行政の相談窓口に関する事務については、相談内容に関する幅広い専門知識を要すること、また相談による事業者指導等に迅速に対応する必要があることなどの観点から、総合区設置後も現在と同様に消費者センター 1 か所で実施します。
127 税の課税・徴収の事務はどうなるのか。市税事務所の取扱いはどうなるのか。	1	・市税に関する事務については、現在、一般の税は市内5か所の市税事務所で、また、法人関連の税については船場法人事務所1か所に集約して実施しています。 ・市税に関する事務については、大阪市全体で専門的・統一的に実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も、引き続き局の事務として、市税事務所で実施することとしています。 ・なお、現在区役所で行っている市税に関する証明書の発行等の窓口サービスについては、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において、引き続き実施することとしています。
128 市会は、総合区が設置されると、どのようになるのか。	1	・市会は、総合区設置後も変わりません。 ・なお、議員の選挙区については、現在の24区を基にして選挙区が決められていることから、総合区設置後の選挙区については、市会において決められます。
129 総合区に移管する事務の監査はどこが行うのか。	1	・監査業務については、大阪市全体の観点から実施すべき事務と考えられるため、総合区設置後も引き続き局が実施します。
130 総合区設置後も現在と同様に、住民の意見を市長に届けるため制度は残るのか。	1	・現在、住民の皆さんからのご意見やご要望等をいただき、区政・市政に反映する仕組みとして、区役所等の窓口やインターネットで住民の皆さんからご意見やご要望を受け付け回答する「市民の声」の制度があります。 ・「市民の声」に関する事務については、総合区設置後も、引き続き局や総合区役所で実施します。
131 現在、区役所に提出している不服申立て等の手続きについては、どのようになるのか。	1	・総合区役所の処分に係る不服申立て等の審査庁は市長であり、審理等の事務については、引き続き局が実施します。 ・なお、審査請求は、処分庁を経由してすることができるため、総合区役所が処分庁である場合には、現在と同様に総合区役所を経由して市長に審査請求を行うことができます。
132 公共事業の入札委託等の権限は誰になるのか。	1	・公共事業の発注・契約等の事務については、局や総合区が担当する事務に応じてそれぞれが実施します。
133 総合区役所まで遠くなり、交通の便も悪く大変になる。バスを増便してほしい。	2	・現在、区役所で行っている窓口サービスなどは、住民の皆さんの利便性に配慮し、現在の24区単位で設置する地域自治区事務所において実施することとしています。 ・バス事業については、平成30年4月の民営化後も路線、運行回数、運賃は原則として少なくとも10年間は現行のサービス水準を維持することとしています。 ・なお、総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、バス会社を監理する局に対し、総合区域内におけるバスサービスについて意見を申し入れることができると考えています。
134 現在、バスや地下鉄の路線がなかったり、あっても便数が少ないなど、交通が不便だが、総合区になると解消するのか。	1	・地下鉄及びバス事業については、平成30年4月に民営化することとしています。 ・総合区を設置することでバスの便数などが直ちに変わるものではありませんが、総合区長は、地域の実情や住民ニーズを踏まえ、地下鉄及びバス会社を監理する局に対し、総合区域内における地下鉄及びバスサービスについて意見を申し入れることができると考えています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
(4) 組織体制（76件）		
135 総合区を設置することによって、なぜ職員は減らないのか。	26	・総合区の設置は職員の削減を目的とするものではなく、住民の皆さんの身近な行政の充実をめざすためのもので、お示ししている総合区素案では、概ね現行職員数の範囲内で体制を整えることができると見込んでいます。 ・なお、大阪市では、技能労務職の退職については採用による補充をしない方針であることから、総合区の設置時点では、現在の職員数よりも減少することが見込まれています。
136 総合区を設置することによって、職員数はどうなるのか（増えてしまうのではないか）。	7	・局から総合区に事務を移管することに伴い、局1か所で行っていた事務を8総合区へ分散して行うことになるため、そのための体制を各総合区で整える必要から職員数が増加することとなります。 ・一方で、合区に伴って現在の区役所の総務系の事務等を、8つの総合区役所に集約することにより職員は減少することとなります。 ・お示ししている総合区素案では、この増減の両面を考慮して、概ね現行職員数の範囲内で体制を整えることができると見込んでいます。
137 総合区の職員数は、事務に見合ったものになっているか。	15	・総合区を設置する際は、住民の皆さんに身近な事務を局から総合区へ移管し、それらの事務を適切に行うための体制を整えることとしています。このため、総合区の職員数積算の参考とするため、平成28年度に各部局に対して調査を行いました。 ・この調査により把握した事務に応じた職員数を基礎として総合区の職員数を積算しており、総合区の事務に見合った職員数であると考えています。 ・なお、このうち地域自治区事務所（24か所）については、地域活動支援や窓口サービスなど住民に身近なサービスを引き続き行うために必要な組織体制を整えることとしています。
138 総合区に移行すると、部長級による部制を導入するとあるが、部長級以上の職員が増えれば、人件費が増えるのではないか。	6	・総合区役所では、局からの事務の移管などにより職員が大幅に増えることから、これまでの区役所の「課」に加え、より大きな「部」という組織を設置し、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化することとしています。 ・「部」を設置することで部長級の職員は増加しますが、人件費の増加が生じないよう、現行の部長級以上の職員数の範囲内で体制を整えることを考えています。
139 合区せずに総合区となった場合、職員数はどれくらい増加するのか。	1	・局から総合区に事務を移管することで、局1か所で行っていた事務が24総合区へ分散し職員が増えること、合区による職員の減少効果がないことから、具体的な算出はしていませんが、相当数の職員の増加が見込まれます。 ・なお、平成28年7月に公表した総合区概案では、一般市並みの事務を担う11区で職員数を試算したところ、80名～200名程度の増加が見込まれるとしております。 ・詳しくは、大阪市のホームページに掲載している総合区概案の32ページをご覧ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000369/369047/280722-04shiryoushiyou3.pdf
140 局で行っている専門的な事務が総合区へ移管されると、その事務を各総合区で行うために増員が必要となり非効率ではないか。	1	・総合区を設置する際は、住民の皆さんに身近なサービスを局から総合区へ移管し、それらの事務を適切に行うための体制を整えることとしていますが、お示ししている素案では、概ね現行職員数の範囲内で体制を整えることができると見込んでいます。 ・総合区長は、総合区内の人事配置を自らの権限で行うことができるとともに、その範囲は1総合区平均で900人規模となることから、特定の分野へ重点的に人材を配置することが可能となります。 ・また、局と総合区の人事交流を行うことで、総合区の仕事や権限に見合った体制を整えることができると考えています。
141 総合区概案の職員数（13,800人）と総合区素案の職員数（16,400人）との違いは何か。	1	・平成28年7月に公表した総合区概案の職員数には「保育所」と「一般廃棄物部門」の職員を含んでいますが、平成29年8月に公表した総合区素案の職員数にはこれらを含んでいます。 ・詳しくは、大阪市のホームページに掲載している総合区概案の32ページ及び総合区素案の組織-4ページをご覧ください。 （総合区概案） http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000369/369047/280722-04shiryoushiyou3.pdf （総合区素案） http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000394/394392/03-3kakuron3.pdf
142 総合区長と地域自治区事務所の長との役割分担は。	3	・総合区長は、自らの責任において総合区の区域内の政策や企画、地域の実情に合わせたまちづくり等の事務を総合的・包括的に行います。 ・地域自治区事務所の長は、総合区長の部下として、地域自治区の区域内の地域活動支援や窓口サービスなど住民の皆さんに身近な事務を行います。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
143 地域自治区事務所の長の名称は。	1	・地域自治区事務所の長の名称については、市会での意見を踏まえ、今後検討します。
144 総合区長と副区長との役割分担は。	2	・総合区長は、自らの責任において総合区の区域内の政策や企画、地域の実情に合わせたまちづくり等の事務を総合的・包括的に行います。 ・副区長は、総合区行政に関し総合区長をサポートし、総合区内の各部・地域自治区事務所を総括することで、政策・企画機能の強化と効率的な区政運営を進めていきます。
145 現在の行政区長と総合区長の人事権の違いは何か。	1	・総合区長には地方自治法に基づき、総合区職員の採用、昇任、懲戒・分限処分などの職員任免権が与えられ、その対象は総合区役所、地域自治区事務所、工営所、公園事務所、保育所の職員となり、現在の行政区長より範囲も拡大します。
146 現在の行政区長と地域自治区事務所の長の違いは何か。	1	・行政区長は区役所の事務を統括するのに対し、地域自治区事務所の長は地域自治区事務所の事務を統括します。 ・総合区が設置される際は、現在の区役所で行っている総務系の事務等は総合区役所へ集約されますが、地域自治区事務所の長は、現在の区役所の事務のうち、総合区役所に集約されない地域活動支援や窓口サービスなど、住民の皆さんに身近な事務を行います。
147 総合区長の「職員任免権」とは。	4	・地方自治法に基づいて総合区長に与えられる職員任免権には、総合区職員の採用、昇任、懲戒・分限処分等があり、現在は市長が持っているこれらの権限を、総合区長が行うことになります。 ・なお、いずれの権限も、大阪市全体の人事行政との調和や他の任命権者との均衡を図りながら判断する必要があります。
（説明会資料9ページの）局の仕事に「人事」とあるが、総合区には事務の権限が移管されるものの、総合区長は人事配置の決定ができないのか。	1	・総合区長は、総合区職員の任命権者として、総合区内の人事配置等を行います。 ・一方、局（人事室）は、「局と総合区間」または「総合区から他の総合区間」の人事異動など、大阪市全体の人事事務を担当します。
149 総合区長は適切に懲戒処分を行うことができるのか。	1	・総合区長は、大阪市全体の人事行政との調和や他の任命権者との均衡を図りながら、法律・条例に基づき懲戒処分を行うこととなります。
150 総合区に移行することで、区役所の組織が複雑になるのではないか。	1	・総合区の組織については、総合区の仕事や権限に見合ったものとなるよう、地域活動支援や窓口サービスなどを行う地域自治区事務所（24か所）を設置するとともに、これまでの区役所の「課」に加え、より大きな「部」という組織を設置し、各部長のもと、それぞれの分野における政策・企画機能を強化するなど、より機能的な体制を整えます。
151 局から総合区へ職員が移管されることで、局の組織体制は見直されるのか。	2	・総合区への事務の移管に伴い、局の職員数は減少することとなります。 ・このため、局の組織体制については、総合区への移行準備期間中にさらに検討することとしています。
152 現在の大阪市の体制にある「局」とは何か。	1	・大阪市内における「局」とは、市役所本庁舎等にありますが大阪市全体を見渡した施策を担う組織の単位です。 ・具体的には、社会福祉に関する事務等を行う「福祉局」、観光・企業誘致・国際交流に関する事務等を行う「経済戦略局」、市の予算・市税に関する事務等を行う「財政局」などがあります。 ・詳しくは、大阪市のホームページをご参照下さい。 http://www.city.osaka.lg.jp/main/soshiki_list.html
153 現在の24区の構成人数を教えてください。	1	・大阪市のホームページにおいて、各区役所の職員数が掲載されておりますので、ご参照下さい。 http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000404466.html

ご質問等の要旨		件数	副首都推進局の考え方
(5) 予算の仕組み（93件）			
154	総合区を導入するより、予算を増やす施策を考えることが今の大阪には大事ではないか。	3	・大阪市では、総合区制度と特別区制度の制度設計を進めています。総合区の設置により住民自治の拡充が図られ、限られた財源をより地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細やかで特色あるサービスの実現に活用できるようにすることを目指しています。 ・大阪の成長・発展を通じて歳入の拡大に向けた取組みも大変重要です。 ・政令指定都市である大阪市が存続する総合区制度のもとでは、市長が大阪市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組めるようにするとともに、府市連携・一元化に向け、指定都市都道府県調整会議で協議・調整することとなります。
155	区予算82億円が総合区予算226億円になると示されているが、合区されるのだから、予算が増えるのは当然で、実質的な増加にならないのではないか。	8	・資料でお示ししている金額は、1区当たりの金額ではなく、市内全区の合計額です。 ・現在の行政区24区合計の区予算82億円が、総合区8区合計の総合区予算226億円に増え、総合区長が直接的な裁量権を持つ予算が充実するイメージをお示ししています。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区CM予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで、総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。 ・なお、区に関わる部分だけをお示したものであり、大阪市全体の予算が増えるということではありません。
156	現在の24区の予算を合算すると241億円となるが、総合区設置後の予算を合算すると284億円。現在の24区の予算と比較すると約43億円増えているがなぜか。	5	・ご質問の金額（241億円）は、現行の区長が直接的な裁量権を持つ「区予算」（82億円）と、指示・命令はできるものの事業は局で実施する「区CM予算」（159億円）の合計です。 ・総合区設置後の予算（284億円）は、総合区長が直接的な裁量権を持つ「総合区予算」（226億円）と執行段階で裁量を発揮する「総合区執行予算」（58億円）の合計です。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区CM予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで、総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。
157	総合区で扱う事業と財源がともに増えるわけだが、その中で実質的な裁量が広がるのか。	1	・局と総合区の事務分担に応じて、局から事務の権限と予算が総合区に移管されます。 ・予算の算定にあたっては、施策分野の枠を超えた事業の連携実施を念頭においた検討がしやすくなるほか、配分された予算に基づいて、事務の効率化や重点化を図っていくことなどがこれまで以上に可能になるといった、財政面でのメリットがあると考えています。
158	合区により総合区を設置することで財政効果があるのか。区予算に比べて総合区予算が増えるというのは、財政効果によって生み出した財源なのか。	3	・資料では、区長・総合区長が直接的な裁量権を持つ予算（区予算82億円→総合区予算226億円）の充実イメージをお示ししています。 ・金額が増えるのは、総合区を設置することに伴って、従来の区C M 予算が再編されたり、局から新たに事務が移管されたりすることで総合区の権限と予算が現在の行政区より増えるためです。
159	予算での説明となっているが、決算の数値での検証は必要ないのか。	1	・総合区になった場合に、現行の区長と比較して総合区長がどれだけ財務マネジメントできるのかをイメージしていただけるよう、予算でお示ししております。
160	各総合区の予算・収入はどのようになるのか。	5	・総合区長は市長の予算編成権のもと、予算意見具申権の行使などを通じて総合区予算の配分を受け、地域の実情に応じた行政サービスの実現を図ることとなります。 ・市税や地方交付税などは大阪市全体の歳入となり各局や各総合区に予算配分されます。 ・各総合区への予算配分の具体的な方法などは、総合区の設置までに引き続き検討していきます。
161	区の独自予算が必要ではないのか。	1	・総合区予算は、総合区長が行う事務について各総合区独自の取り組みを含め、総合区長自らが使い道を決めることができる予算です。 ・総合区長の権限のもと、施策分野の枠を超えた予算の策定や選択と集中による事業の再構築、インセンティブ制度を活用した歳入確保を一層進めることにより、地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスの実現が可能になるものと考えています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
162 総合区予算については、総合区長が、「これまで以上に施策分野の枠を超えてマネジメントが可能」とあるが、ある程度分野枠も必要なのではないかと思う。	3	・事務分担に応じて、総合区長が直接的な裁量権を持つ予算が充実し、総合区長の権限のもと、施策分野の枠を超えた事業が展開されることにより、地域の充実や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現するイメージを資料にお示しております。 ・一方、大阪市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務については、局予算として引き続き分野ごとに予算が確保されることとなります。
163 総合区間の予算配分の調整は、どのように検討されているのか。各総合区で地域ごとで行政ニーズが異なるため、予算配分に格差が出てくるのではないか。	13	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・各総合区への予算配分の具体的な方法などは、総合区の設置までに引き続き検討していきます。
164 総合区に予算が分散してしまうと逆にできることが少なくなる。	2	・局と総合区の事務分担に応じて、局から事務の権限と予算が総合区に移管されます。 ・このため総合区に移管された事務については、予算の算定にあたって、施策分野の枠を超えた事業の連携実施を念頭においた検討がしやすくなるほか、配分された予算に基づいて、事務の効率化や重点化を図っていくことなどがこれまで以上に可能になるといった、財政面でのメリットがあると考えています。
165 「インセンティブ制度」により得た土地売却などの収入は、歳入が乏しい総合区に充当するべきではないか。	1	・「インセンティブ制度」は、総合区の管理資産を貸し出すなどの有効活用や寄付金などによって新たに歳入を確保した場合に、その歳入の全部または一部を総合区の財源として活用できるようにする制度です。総合区長が積極的に歳入確保に取り組む動機付けとなり、予算の充実が期待されます。 ・なお、市税や地方交付税などは大阪市全体の歳入となり各局や各総合区に予算配分されます。
166 地域自治区の予算のイメージがわかりにくい。	1	・地域自治区事務所において行う窓口事務など、地域自治区内での行政サービスに必要な経費は、総合区予算に含めて計上されます。
167 総合区になっても予算編成は市長の権限。総合区長には予算上どこまでの権限があるのか。	9	・「総合区予算」の案を総合区長自らが策定するのに加えて、執行段階で議決予算の範囲内において裁量を発揮できる「総合区執行予算」を設けるとともに、予算編成に先立つ方針決定プロセスに総合区長が参画できるようにするなど、総合区長の権限拡大を図ってまいります。
168 総合区長の要望に対して、市長はどのように予算編成を行うのか。	2	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・こうしたことで、大阪市全体の施策の一体性を確保・継続しつつ、住民ニーズを市政・区政に反映していくことをめざしています。
169 保育所について、大阪市全体の保育所予算が限られるのなら、それぞれの総合区長から整備の申し出があった場合、どのように調整して決定するのか。また、その運営を予算編成権のない総合区においてできるのか。	2	・市長は予算編成の前の段階から、より地域の実情を把握する総合区長と幅広く意見交換を行うなどし、総合区・各局間の調整を行った上で、予算案を取りまとめていきます。 ・保育所の整備など、総合区長から地域の実情に応じた申し出があった場合は、市長及び各事業の所管局が大阪市全体としての施策の一体性を確保・継続させる観点も踏まえて、総合的に判断することになります。 ・また、保育所の運営に関するものなど、一元的な制度管理や国庫補助申請等が必要なものに対する予算案の策定は局が行うこととしています。こうした予算は、局で予算を確保後、各総合区の事務に必要な予算として配分され、総合区において執行していくこととなります。
170 総合区予算等の総合区に関すること、市会がどう関与するのか。	4	・総合区制度の場合、従来どおり市長が大阪市全体の予算案としてとりまとめ、市会が審議・議決を行います。 ・決算についても、従来どおり市長が監査委員の意見を付けて、市会の認定を受けることとなります。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
171 総合区予算について、そのプロセスや決算も含めて、住民に対する見える化を進めるべきだ。	3	・大阪市ではこれまでも市政情報の公表（オープン市役所）など市政の透明化に取り組んでおり、総合区を設置した後も引き続き取り組んでまいります。 ・予算の「見える化」は、地域住民の市政・区政への理解と関心がより高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現をめざすために行うためのものです。 ・予算編成プロセスや決算も含めて、住民の皆さんにわかりやすい情報提供に努めてまいります。
172 総合区を設置した場合、市税は変わるのか。	12	・総合区を設置することに伴って、市税の内容が変更されることはありません。
173 総合区の設置コストを反映すると、赤字になるのではないか。	4	・総合区にかかる財政シミュレーションについては、平成30年1月16日の第6回大都市制度（特別区設置）協議会においてお示ししており、大阪市のホームページにおいても資料として公表しております。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html
174 現行の行政区体制の場合の財政シミュレーションも示すべきではないか。	3	・現在の大阪市の財政推計については、「今後の財政収支概算（粗い試算）〔2017(平成29)年2月版〕」として、大阪市のホームページに掲載されています。 http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000388991.html
175 特別区設置と総合区設置の場合の財政シミュレーションを示してほしい。	1	・特別区と総合区にかかる財政シミュレーションについては、大阪市のホームページにおいて公表しております。 <特別区> 平成29年11月9日開催 第4回大都市制度（特別区設置）協議会 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000416211.html <総合区> 平成30年1月16日開催 第6回大都市制度（特別区設置）協議会 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000423301.html
176 財政に関する数字根拠はホームページで公開してほしい。参考として、行政区別（総合区別）などの財政順位も示してほしい。	2	・総合区予算・総合区執行予算の内訳は、事務分担に応じて、平成28年度当初予算の金額を例に試算したものであり、今後の検討により変動するものです。 ・なお、平成28年度当初予算については、大阪市のホームページで公表しております。 http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000341145.html ・区域別の財政的な順位を示すべきとの点につきましては、市内全体の税收などを市内全体で適切に活用することを基本としており、行政区ごとの順位付けという考え方にはなじまないと考えます。（総合区の場合も同様です。）
177 総合区と特別区が設置された場合の予算についての比較資料を示してほしい。 （財源配分や予算編成のプロセスの違いなど）	4	・総合区制度の場合、政令指定都市である大阪市が存続することから、予算編成権は引き続き市長が持つこととなります。予算案は市長が提案し、市会で審議されます。 ・特別区制度の場合、特別区はそれぞれ個別の自治体となることから、各特別区長が予算編成権を持つこととなります。特別区長が予算案を提案し、区議会で審議されます。また、固定資産税や法人市民税などを大阪府が徴収することとなり、それらの財源を特別区と大阪府の事務分担（案）に応じた配分割合によって特別区と大阪府に配分することとなります。 ・各特別区への配分は、地方交付税の算定に準じた方法により、それぞれの自主財源や財政需要に応じて特別区財政調整交付金が交付することで行われます。詳しくは、平成29年9月29日開催の第3回大都市制度（特別区設置）協議会の資料「特別区素案」をご覧ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000412564.html
(6) 財産管理（2件）		
178 柔軟な施設運営のイメージは具体的にどのようなものか。	1	・例えば、総合区長が管理運営する区民センターや子ども・子育てプラザなどの類似施設において、住民ニーズの高い講座を複数の施設での同時開催や複数回開催など、施設の相互利用や連携により、各施設の貸室機能を発揮させることで、効率的な施設運営が期待できるものと考えています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
179 総合区長は財産をマネジメントする権限を有するのか。	1	・地方自治法では、財産の「取得」、「管理」、「処分」は長の権限とされていますが、現在、「管理」については市長からの委任により、所管事務に応じて局長・区長等が行っています。 ・現区長は区役所庁舎や区民センター等の財産を管理していますが、総合区の導入により、局と総合区の事務分担に応じて、住民に身近な財産（例えば、子ども・子育てプラザ、スポーツセンター等）の管理権限が局長から総合区長に移管され、それらの財産の管理については、総合区長が住民の意見を聞きながらマネジメントすることとなります。
(7) 総合区政会議、地域自治区・地域協議会（56件）		
180 現在の24区はどうなるのか。また、地域自治区の役割について教えてほしい。	17	・総合区素案では、現在の24区を8 総合区に合区することにしており、総合区単位での地域の実情に応じた区政運営を基本としつつ、現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、地域自治区を設置することとしています。 ・地域自治区においては、その事務所を設置することで、窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持することとし、あわせて地域協議会を設置し、地域住民の多様な意見を市政・総合区政に反映することとしています。
181 地域自治区と総合区の二重行政になり、声が届きにくくなったりサービスが悪くなることはないか	4	・8 総合区役所においては、総合区としての政策・企画に係る事務、現在局で実施している住民生活と密接に関わる事務、24の地域自治区事務所で実施する窓口サービスに係る調整・支援に関する事務を実施することとしています。 ・24地域自治区事務所においては、現在24区役所で実施している、住民票写し等の交付（戸籍、印鑑登録、国民健康保険、国民年金等）などの窓口サービスを引き続き実施するとともに、地域に密着した事務（地域協議会の運営、地域活動協議会への支援等）を実施することとしております。 ・このように、総合区役所と地域自治区事務所において、それぞれ役割分担をしながら、事務を実施していきます。
182 総合区政会議・地域協議会の役割はどのようなものか。	12	・各総合区では、日常の業務の中でお聞きする意見等に加え、住民の意見を聴取する手段として総合区政会議を設置し、総合区全体の観点から住民意見を幅広く聴取し、総合区政に反映する仕組みを設けます。 ・地域協議会は、市長その他の市の機関（総合区長を含みます）の諮問に応じ、又は地域協議会自らの建議により、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項や市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項等について、市長等に意見を述べるができることとなります。 ・総合区政会議や地域協議会を活用しながら、総合区長は住民の幅広い意見を聞き、総合区政に反映していくこととなると考えています。
183 総合区政会議はいつ設置され、いつ開かれるのか。	1	・総合区設置日までに関連条例を整備し、総合区政会議の設置手続を進めることとしています。 ・実際に会議をいつ開くかというのは、総合区長の判断で決定されていくものと考えています。
184 総合区政会議の意見に対する総合区長の回答義務はあるのか	2	・総合区政会議・地域協議会のいずれも、法律又は条例に基づき、委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講ずることとしています。 ・市長・総合区長は総合区政会議の意見を踏まえながら、市政・総合区政に反映させていくこととなります。
185 総合区政会議と議会（議員）の役割分担はどうなるのか。	2	・総合区政会議は、総合区長が住民意見を聞き、総合区政に反映させる仕組みとして設置されるものです。 ・市会は、二元代表制のもと大阪市全体の視点から市長の行政運営の監視を行うものであり役割は異なるため、総合区の設置後も、市会（議員）の意義・役割は変わりません。
186 現在の区政会議はどうなるのか。	2	・各総合区において、現在の区政会議に代えて総合区単位で総合区政会議を設置し、総合区長が総合区全体の観点から住民意見を幅広く聴取し、総合区政に反映する仕組みを設けることとしています。 ・なお、総合区の設置に当たっては、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置し、地域自治区単位での多様な住民の意見を集約し、市政・総合区政に反映します。
187 総合区政会議委員・地域協議会委員にはどのような人が選任されるのか。	15	・総合区政会議の委員については、地域協議会委員のうちから推薦された者、地域団体から推薦された者、公募に応じた者、学識経験者等のうちから選任します。 ・地域協議会は、地域自治区の区域内にお住まいの方で、地域団体から推薦された者、公募に応じた者、学識経験者等のうちから選任します。 ・総合区政会議、地域協議会ともに、具体的な選任方法等については今後検討されることとなりますが、多様な意見が適切に反映されるよう配慮し、選出されるものとしています。

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
188 地域協議会は今ある区政会議とはどう違うのか。	1	・区政会議は、区長が施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことを目的としているのに対して、地域協議会は、住民の意見を市政・総合区政に反映するという点では同じですが、市長その他の市の機関により諮問された事項について、地域協議会として意見を取りまとめ市長等に答申する仕組みです。また、地域協議会は自ら建議することができます。 ・このほか、区政会議の委員は区の区域内に住所を有しない者でも選任されることがありますが、地域協議会の委員は地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから選任される点が異なります。
(8) 総合区設置に伴うコスト（25件）		
189 総合区設置に伴うコストとは、具体的にどのようなものか。	7	・総合区素案では、総合区設置に伴い一時的に発生するイニシャルコスト、設置後に経常的に必要となるランニングコストに区分して記載しています。 ○イニシャルコストとしては、合計62.7億円と試算しています。 ・職員の体制の変更に応じた執務環境を整備するための庁舎改修経費7.5億円 ・区名変更などに伴うシステム改修経費49.3億円 ・その他経費5.9億円（区名変更に伴う街区表示取替経費、標識変更経費、移転経費、広報関係経費、公印作成等経費） ○ランニングコストとしては、現状より0.9億円増加すると試算しています。 ・システム運用経費0.9億円 ・なお、コストは総合区素案作成時点における前提条件に基づき試算しており、金額は今後の精査により変動する可能性があります。
190 総合区案の方が職員数を減らすことができるので、ランニングコストもイニシャルコストも減っていくと考えるが、具体的にはどうなのか。	1	・総合区の設置は、職員の削減を目的とするものではなく、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを提供することを目指すものであり、総合区素案では、総合区の仕事と権限に見合った職員体制を整備するにあたり、市トータルの職員数は、概ね現行職員数の範囲内での体制整備を考えております。 ・総合区設置に伴い、現行のシステムに下記の機能を付加すること等により、システムの規模が増大します。 ○現24行政区が、8総合区になること（合区）に伴うデータを管理する単位の変更 ○事務移管に伴い、現在局が運用しているシステムを8総合区で運用可能とするための変更 ・このシステムの規模が増大することに伴い、ランニングコストにおいても、メンテナンス業務等のシステム運用に係る経費が0.9億円増額するものと試算しています。 ・なお、イニシャルコストは、総合区設置に伴って発生する設置当初に要するコストを見込んでおりますので、総合区設置後に減少していくものではございません。
191 総合区を設置すると、なぜランニングコストが増加するのか。	7	・総合区設置に伴い、現行のシステムに下記の機能を付加すること等により、システムの規模が増大します。 ○現24行政区が、8総合区になること（合区）に伴うデータを管理する単位の変更 ○事務移管に伴い、現在局が運用しているシステムを8総合区で運用可能とするための変更 ・このシステムの規模が増大することに伴い、ランニングコストにおいても、メンテナンス業務等のシステム運用に係る経費が増加することになります。
192 システムの改修経費は、元号が近々変更されるので、西暦で対応すれば良いのではないか。	1	・ご意見を参考にさせていただきます。
193 総合区を設置することにより、民間においても負担するコストが生じるのではないか。	4	・現在の行政区の名称は総合区の名称に変わることになるため、区名や町名の変更による影響が生じることが想定されます。 ・このため、住民生活に大きな影響を与えないよう、運転免許証や国民健康保険証をはじめ住所変更に伴う諸手続きについて、住民の皆さんにできる限り負担をかけないよう、関係機関と調整していくこととしています。 ・ただし、例えば、企業等の名刺、封筒、看板等を作成し直す場合の費用は、ご自身で負担していただくこととなります。
194 総合区になったら、増えた職員を収容するための庁舎が必要となり、無駄だ。	1	・総合区役所において、新たな職員体制に応じた執務室が必要となりますが、総合区素案の組織体制における職員数を基に、必要となる延床面積が充足しているかの検証を行った結果、素案で示した「選定庁舎」の中では、一部は近隣の既存施設を活用することを含め、概ね、延床面積は充足すると見込んでいます。 ・このため、総合区庁舎の整備にあたっては、新築・増床の必要はありません。しかしながら、新たな組織体制に合わせたレイアウト変更等のための改修は必要となりますので、その改修費用を総合区設置に伴うコストとしてお示ししています。

ご質問等の要旨		件数	副首都推進局の考え方
195	総合区の第4区において、鶴見区の業務が総合区庁舎の城東区に移転すると、鶴見区スペースが不要になると考えるが、今後の展開はどう考えられているのか。	1	・総合区素案では、総務・企画的な業務等は、総合区庁舎となることを想定している城東区役所に集約されますが、現鶴見区役所は、窓口サービス等を行う地域自治区の事務所として活用することになります。 ・仮に現鶴見区庁舎において、一定の空きスペースが生じた場合、その活用方法は、総合区長のマネジメントにより検討されます。
196	総合区長が所管することになる施設の数現状のままという想定でのコスト計算か。	1	・コストは、総合区素案作成時点における前提条件に基づき試算しているものであり、総合区長が所管する施設の数による影響はない、という前提でコスト計算しています。
197	総合区設置に伴うコストは記載されている金額より増えるのではないか。	1	・総合区設置に伴うコストは、総合区素案作成時点における前提条件に基づき可能な限り想定できるものを試算したものです。 ・なお、設置の時期や今後の社会経済情勢により変動する可能性があります。
198	総合区設置に伴うコストについて、前提事項や試算の内容等についてできるだけ詳しく説明、注釈を入れておくべきではないか。	1	・総合区素案に関する住民説明会資料では、ページ数の関係もあり、簡単な記載としていますが、より詳細な試算内容等につきましては素案に記載しております。 総合区素案 http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html
(9) 設置の日（6件）			
199	総合区が設置される時期はいつか。	6	・総合区設置の日は、 ○「住民サービスに支障がでないこと」 ○「十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること」 ○「各種システム改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後」 を前提として検討した結果、総合区素案では、市会で条例が議決されてから約2年後を目途としています。 ・ただ、具体的なスケジュールは未定です。
(10) 総合区のすがた（4件）			
200	「各総合区の概要」の特徴の欄において、現24区のなかで、記載がない区があるのはどうしてか。	2	・「総合区の概要」は、住民の皆さんに総合区の全体としてのすがたをイメージしていただくために、分かりやすいものを事例として記載しているものです。また、スペースに限りもあるため、各行政区が有している様々な特徴を全て載せているものではございませんので、ご理解下さい。
201	人口は月別データでは増加しているのに、将来人口が減少するとしているのはおかしい。	1	・総合区素案で記載している将来人口については、平成28年3月策定の「大阪市人口ビジョン」を踏まえたものであり、「大阪市人口ビジョン」では、将来的には減少が見込まれています。 大阪市人口ビジョン http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000339383.html
202	「各総合区の概要」での外国籍住民数は、どのような意味で記載しているのか。	1	・「総合区の概要」は、住民の皆さんに総合区の全体としてのすがたをイメージしていただくために作成しているものであり、外国籍住民数は人口に関するひとつの情報として記載しています。
合計		1,099	